

## 2017年12月19日 西脇いく子 議案討論

日本共産党の西脇郁子です。議題となっている議案 34 件と諮問 1 件のうち、第 2 号「京都府国民健康保険事業特別会計条例制定の件」他、関連議案の第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 7 号「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例一部改正の件」、第 14 号「京都スタジアム（仮称）新築工事請負契約締結の件（主体工事）」他、関連議案の第 15 号、第 16 号及び第 21 号「関西広域連合規約変更に関する協議の件」、第 34 号「職員の退職手当に関する条例等一部改正の件」の 11 件に反対し、他の案件に賛成する立場で討論を行います。

まず、国民健康保険の都道府県化に関連して提出されている第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号の 5 議案についてです。

これらの議案は、平成30年度からスタートする「国民健康保険の都道府県化」のためのものです。国のねらいは、国庫負担を増やすことなく、困窮する被保険者の負担で、国保の財政破綻を回避することにより、国保の財政運営に保険原理を徹底させて、運営責任を放棄し、「重点化・効率化」で医療費を抑制し、その司令塔を都道府県に担わせることです。住民にとって最大の関心事は、高すぎる国民健康保険料が下がるのかどうかです。現在、国民健康保険加入世帯の 1 割を超える 4 万 2,251 世帯が保険料を滞納し、そのうち、窓口で 10 割を負担しなければならない資格証明書交付世帯が 4,595 世帯となるなど、病気になっても医療機関にかかれない事態が深刻化しています。

国民健康保険料高騰の最大の原因は、1980年代には50%あった国庫負担が、現在25%にまで引き下げられたためであり、国庫負担を定率で抜本的に増やすことなしに解決できません。来年度スタート時は、国費の投入により保険料が下がるとの試算も出されましたが、国からは、市町村の一般会計繰り入れを解消するようとの圧力が強められることは必至であり、時限措置としての激変緩和措置も終了し、医療費の増加などにより、今後、保険料は確実に上がることは明白です。よって本議案には、反対です。

なお、これまで全国に先駆けて国保の都道府県化をすすめてきた山田知事の責任も重大だということも厳しく指摘するものです。

次に、「京都スタジアム（仮称）新築工事請負契約締結の件」の第 14 号及び第 15 号、第 16 号の 3 件についてです。私どもはこれまで、台風などの被害にあってきた遊水機能を持つ地域を盛土してスタジアムを建設することに対して、洪水の被害が拡大する懸念があると指摘をしてきました。本府は河川改修などによって 10 年に 1 度の降雨に対する対策ができたこと、市街化区域に編入されたことをもって建設を進めようとしています。これで洪水の懸念がなくなったとするのは大問題です。

また、アユモドキの生息環境にも大きな影響を与えかねない開発には、計画案発表当初から国内外からの環境団体からもそして府民、亀岡市民からも危惧の声が出されてきたところです。

委員会の審議では「住民説明会を開催してきた」、「同じ質問が出される」、との答弁がありましたが、住民が説明を求めても、質疑を途中で打ち切るなど、丁寧な説明とは程遠いものであり、とても住民にとって納得出来るものではありませんでした。

また、今年の 3 月には、府はスタジアムの運営を民間に丸投げする「コンセッション方式の導入可能性調査」を PwC アドバイザリー合同会社に委託しましたが、その結論も出ていないもとの、8 月には文部科学省の事業に採択されたとして、議会にも一切報告せずに、「京都スタジアム運営事業計画策定業務」の随意契約を同じ会社と契約をしましたが、スポーツ施設の設置者としての本来の京都府の責任を投げ捨て民間に丸投げすることになり、問題です。

府として、将来に禍根を残すこの場所でのスタジアム建設は中止すべきであり、第 14 号、第 15 号、第 16 号議案に反対です。

次に、第 7 号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律条例一部改正の件」ですが、特別賃貸府営住宅の管理に関する事務、高等学校等修学資金の貸与または修学支度金の貸与に関する事務をマイナンバー制度に追加するものです。マイナンバー制度はそもそも徴税強化と社会保障費の抑制を目

的に実施されたものですが、これまで本府を初め全国でマイナンバーの流出・漏えい事案が発生しており、これは公的機関の個人情報管理において「絶対安全」などが無いことを示しています。

このように、ブラシバシーや人権の侵害、経済的損失をもたらす危険が強まっており、制度の廃止を含めた抜本的見直しこそ求められています。したがって、対象事務を拡大することは、その危険を一層増大させるものであり、反対です。

第 21 号議案「関西広域連合規約変更に関する協議の件」については、広域連合が処理する事務のうち、地域通訳案内士制度に係る登録事務や毒物劇物取扱者試験及び登録販売者試験に係る事務を追加するものです。京都府議会は、関西広域連合に参加する際の附帯決議で、道州制に転化することに反対を表明し、特定団体の意向に左右されない公正な運営を求めましたが、今日の関西広域連合は、全国町村会が反対する道州制の検討や国出先機関の移管を国に求め続け、関西財界が要望する統合型リゾート I R や、大型公共事業の推進を中心的な事業とするなど、この決議の精神に抵触する事態が進行しています。関西広域連合は、廃止を含めた根本的見直しこそ求められているにもかかわらず、さらに事業を拡大させる本議案には反対です。

第 34 号職員の退職手当に関する条例等一部改正の件については、国家公務員退職手当法等の改正に準じた職員の退職手当の支給基準の引き下げを図るものです。『官民均衡の確保』のための退職手当の引き下げは、今日、貧困と格差が拡大し、民間労働者全体の実質賃金が低下し、消費低迷が続く中で、公務員の退職金を引き下げることはますますその悪循環を加速し、府職員の老後の生活設計に影響を与えるものであり反対です。

なお、第 32 号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正」については、人事委員会勧告に基づく給与等の引き上げであり賛成するものですが、府会議員の期末手当の引き上げについては反対であることを表明するものです。

最後に一言申し上げます。山田知事は、今議会において時期府知事選に不出馬を表明されました。安倍政権のもと、これまでになく格差と貧困が広がり、また、戦争する国づくりへの危機が深まるもと、今ほど憲法を擁護し、府民の苦しみに寄り添い、地方自治の本旨である住民福祉の増進をはかることに力を尽くす知事が待たれている時はありません。わが党議員団は、必ず府民の期待にこたえられる知事を誕生させるために、多くの府民の皆さんと力を合わせて奮闘することをお誓いして討論を終わります。